

1. 定期的な教育・保育の各事業内容について（問 14・問 14-1 関連）

施設・事業名	内 容
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 福生市には私立認定こども園が2ヵ所あります。
幼稚園 (福生市には、認可幼稚園が4ヶ所)	学校教育法で規定される、3～5歳児に対して教育を行う施設です。
私立幼稚園の預かり保育	幼稚園において、通常の保育時間を延長して預かる事業です。
認可保育所 (福生市には、認可保育所が13ヵ所)	児童福祉法に規定される、保育が必要な0～5歳児に対して保育をおこなう施設です。 国が示す最低基準に基づき、東京都が認可しています。
家庭的保育	保育が必要な0～5歳児に対して、保育者の家庭などにおいて保育をおこなう事業です。 福生市では、現在実施していません。
事業所内保育	企業が従業員のために提供する保育施設です。 問16においては従業員でなくても利用できるという想定で回答してください。
認証保育所 (福生市には、認証保育所が2ヵ所)	東京都が独自に定める基準によって、保育が必要な0～2歳児または0～5歳児に対して保育をおこなう施設です。
その他の認可外保育施設	ベビーホテルなどの東京都の認可や認証を受けない無認可の保育施設です。
居宅訪問型保育	ベビーシッターのように、保育者が子どもを家庭で保育する事業です。
ファミリー・サポート・センター (福生市では平成25年10月事業開始)	育児の援助をして欲しい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする事業
小規模な保育施設	平成27年4月から制度開始が予定される施設で、国が定める最低基準に適合し、市町村が認可を受けた定員が概ね6～19人の保育施設です。

2. 利用者負担（保育料など）の概要

※下記に記載する利用者負担は、現行制度の利用者負担であり、平成 27 年度開始が予定されている「子ども・子育て支援制度」の制度設計により、変更となる場合があります。

(1) 幼稚園（通常の就園時間の利用）

市内私立幼稚園では入園料の他に各施設、クラス年齢によって異なる保育料（月額 22,000 円から 24,500 円 25 年 5 月現在）が設定されています。

(2) 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

市内私立幼稚園では、教育時間の開始前（午前 8 時～）、開始後（午後 6 時まで）に 1 時間 200 円程度（園によって異なる）の保育料が設定されています。

(3) 認可保育所

別紙*ページの保育料基準額表のとおりです。（平成 25 年 7 月 1 日より適用）

(4) 一時預かり

月曜日～土曜日の午前 7 時から午後 6 時（このうち 1 日 8 時間以内） 2,500 円

(5) ファミリー・サポート・センター

活動日	活動時間	基準額(対象児童 1 人当たり)
月～土曜日	午前 6 時～午前 7 時	1 時間 900 円
月～土曜日	午前 7 時～午後 7 時	1 時間 700 円
月～土曜日	午後 7 時～午後 10 時	1 時間 900 円
日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)	午前 6 時～午後 10 時	1 時間 900 円

(6) ショートステイ事業（乳幼児）

宿泊保育 4,000 円／1 日

日中保育 3,000 円／1 日（1 日の利用時間が 11 時間未満）

4,000 円／1 日（1 日の利用時間が 11 時間以上）

※利用期間中に疾病等により特別処遇を必要とした場合は実費相当額が別途必要。

3 学童クラブ事業（問 26 関連）